

(議提議案第 2 号)

令和 7 年 3 月 1 8 日

議長 小 島 正 泰 様

| | | |
|-------|-----|---------|
| 提 出 者 | 議 員 | 小 鮒 賢 二 |
| 〃 | 〃 | 大久保 照 夫 |
| 〃 | 〃 | 林 幸 子 |
| 〃 | 〃 | 権 田 清 志 |
| 〃 | 〃 | 黒 澤 三千夫 |
| 〃 | 〃 | 大 山 美智子 |
| 〃 | 〃 | 白 杵 健 |

議案提出について

令和7年第1回市議会定例会（3月18日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔議提議案第2号〕 熊谷市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

〔理由〕 「刑法」の一部改正に伴い、罰則に関する規定の整備等を行うため

熊谷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条中「議会の保有する」を削る。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の改正規定(同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日

(2) 第12条第5項の改正規定(「及び第29条」を削る部分に限る。)、第17条第2項第1号アの改正規定、第18条及び第48条の改正規定 公布の日

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。